

鳥取縣公報

昭和二十二年三月十四日 外

金曜日

本書ノ大きサハ規定規格5A列

選舉告示

◇選舉管理委員會告示第二號

道府縣制第十五條第四項の規定により次の通り市町村の區域を分けて數投票區を設けた

昭和二十二年三月十四日

鳥取縣會議員選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

鳥 取 市		投票區數	投票區名	全上の區劃大字名(通稱部落名を含む)
三十	第一投票區	本町一、二、三丁目、片原一、二、三丁目、上魚町、若櫻町、中央病院		
	第二同	川端一、二、三丁目、藪片原町		
	第三同	桶屋町、職人町、鏡濱町、元大工町、掛出町		
	第四同	東町一、二、三、四區、御堀端假住宅		
	第五同	西町一、二、三區、江崎町、栗谷町		
	第六同	西町四區、湯所一、二區、丸山町		

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル)

昭和二十二年三月

外

昭和四年四月十五日

一

第三種郵便物認可

市	子	米
		三十
		第一投票區
		第二同
		第三同
		第四同
		第五同
		第六同
		第七同
		第八同
		第九同
		第一〇同
		第一一同
		第一二同
		第一三同
		第一四同
		第一五同
		第一六同
		第一七同
		第一八同
		第一九同
		第二〇同
		第二一同
		第二二同
		第二三同
		第二四同
		第二五同
		第二六同
		第二七同
		第二八同
		第二九同
		第三〇同
		全上の區劃
		大字名(通稱部落名を含む)
		勝田町東區、同西區、東山町、陽田町
		博勢町一丁目、同二丁目
		博勢町三丁目、同四丁目、富士町、同一丁目
		桃町一丁目、同二丁目東區、同二丁目西區
		富士見町二丁目、角盤町一丁目上區、同一丁目下區
		日の出町、錦町一丁目、同二丁目一區、同二區
		角盤町二丁目、同三丁目、朝日町一區、同二區
		道笑町三丁目、昭和町、道笑町四丁目、長砂町
		道笑町一丁目、日野町、法勝寺町、紺屋町、東町
		道笑町二丁目、万能町、彌生町、明治町
		茶町、塩町、加茂町二丁目、久米町
		四日市町、東倉吉町、加茂町一丁目、西倉吉町、中町
		未廣町、大工町、愛宕町、祇園町一丁目、同二丁目
		陰田町、大谷町、目久美町
		角盤町四丁目、錦町三丁目、福米八區
		尾高町、岩倉町、立町一丁目
		天神町一丁目、同二丁目、内町、西町
		寺町、立町二丁目、同三丁目
		灘町一丁目、同二丁目東區、同二丁目西區、同三丁目
		花園町、立町四丁目、加茂十一區
		旗ヶ崎一區、二區、三區
		上後藤、安倍
		戸上、觀音寺
		車尾三區、三區、四區、五區、六區、七區、八區
		加茂一區、二區、三區、四區、五區、六區、七區
		加茂八區、九區、十區
		福生一區、二區、三區、四區、五區、六區
		福生七區、八區、九區
		福米一區、二區、三區、七區
		福米四區、五區、六區

市	子	米	投票區名	投票區數
				三十
			第一投票區	
			第二同	
			第三同	
			第四同	
			第五同	
			第六同	
			第七同	
			第八同	
			第九同	
			第一〇同	
			第一一同	
			第一二同	
			第一三同	
			第一四同	
			第一五同	
			第一六同	
			全上の區劃	
			大字名(通稱部落名を含む)	
			勝田町東區、同西區、東山町、陽田町	
			博勢町一丁目、同二丁目	
			博勢町三丁目、同四丁目、富士町、同一丁目	
			桃町一丁目、同二丁目東區、同二丁目西區	
			富士見町二丁目、角盤町一丁目上區、同一丁目下區	
			日の出町、錦町一丁目、同二丁目一區、同二區	
			角盤町二丁目、同三丁目、朝日町一區、同二區	
			道笑町三丁目、昭和町、道笑町四丁目、長砂町	
			道笑町一丁目、日野町、法勝寺町、紺屋町、東町	
			道笑町二丁目、万能町、彌生町、明治町	
			茶町、塩町、加茂町二丁目、久米町	
			四日市町、東倉吉町、加茂町一丁目、西倉吉町、中町	
			未廣町、大工町、愛宕町、祇園町一丁目、同二丁目	
			陰田町、大谷町、目久美町	
			角盤町四丁目、錦町三丁目、福米八區	
			尾高町、岩倉町、立町一丁目	

10700

00590

本庄村	大岩村	福部村	津ノ井村	面影村	
三	二	七	三	二	
第一同	第一同 第二同	第七同 第六同 第五同 第四同 第三同 第二同 第一同	第三同 第二同 第一同	第二同 第一同	第三同 第二同
新井、河崎、太田	大岩 岩本	高江、栗谷 岩戸、細川 薄土、濱湯山、山湯山 箭溪、八重原 南田、蔵見 中、久志羅、上野 左近、清内谷	紙子谷、香取、福宜谷	杉崎、驛前、餘戸、生山 桂木、西ヶ岡、船木、海藏寺、廣岡	雨瀧 石井谷、大石、菅野 新、雲山、正蓮寺、櫻谷 大杙、今在家

88000

00589

大茅村	成器村	宇倍野村	米里村	倉田村	町村名	岩美郡
三	四	四	三	三	投票區數	投票區名
第一同	第四同 第三同 第二同 第一同	第四同 第三同 第二同 第一同	第二同 第一同	第三同 第二同 第一同	全上區	劃大字名(通稱部落名を含む)
拾石、楠城、栃本、下木原、木原	神護 土地 荒船、上荒船	新井、殿、山崎、中河原、松尾、吉野 神垣、清水、山根	美和、古郡家、久末、東大路、中大路、西大路 越路	馬場、藏田、橋本、八坂 國安 円通寺		

00592

		第四同
		相山、馬場

00591

町村名	投票區名	全上區
浦生村	第四	浦生、法正寺 塩谷、山ノ神、銀山 洗井、横尾、蕪島、鳥越
東村	第三	田河内 陸上 小羽尾、大羽尾
浦富町	第三	濱浦富、町浦富 牧谷、相谷 岩美
小田村	第五	唐川、大坂、小田、外邑 延興寺、池谷、黒谷 荒金、岩美鑛山、大寶鑛山 岩常 院内、長郷、高住
		恩志、高山 本庄
	投票區數	劃大字名(通稱部落名を含む)

八東村	集村	大御門村	散枝村	西郷村	河原町
五	四	二	三	三	二
第一同 第二同 第三同	第一同 第二同 第三同 第四同	第一同 第二同	第一同 第二同 第三同	第一同 第二同 第三同	第一同 第二同
皆原 岩淵、三浦、鑑治屋、三山	上野 西谷 泉、志子部	西御門 大門、花、殿、市谷	八日市、和奈見 水橋、山上、小倉、今西	小川内、神馬 小川、弓河内、北	河原、渡、木、谷、木、長瀬 袋河原、布袋、稻常

國英村	大伊村	船岡村	國中村	加茂村	町村名
四	三	二	三	三	八
第一同 第二同 第三同 第四同	第一同 第二同 第三同	第一同 第二同	第一同 第二同 第三同	第一投票區 第二同 第三同	投票區名
高津原、福和田 山手、加賀瀬、上山手、郷原、三谷、徳吉、今在家 六日市、釜口 下野、栃谷	殿水口 塩上、橋本	大字船岡ノ内下町坂町、上町、船戸大字下濃及大字坂田	久能寺 万代寺、万代寺二、土師百井、池田、土師百井二石田百井 米岡、米岡二、驛前	井古、稻荷、下坂、堀越 下門尾、奥谷、宮谷、福本、門尾 郡家	全、上、區、劃 大字名(通稱部落名を含む)

天 村	下 私 都 村	中 私 都 村	上 私 都 村	池 田 村	
四	三	三	四	五	
第一同	第一同 第二同 第三同	第一同 第二同 第三同	第一同 第二同 第三同 第四同	第一同 第二同 第三同 第四同 第五同	第十一同
鷹狩、馬橋、美成	延命寺、大野、下大坪 山上、口山上、上峰寺、下峰寺 山田、山路、花原	覺王寺、東市場 市場、上津黒、下津黒、別府 修波	姫路 明邊 落岩、山志谷、麻生 福地、野町	須澄、岩屋堂 吉川 中原、大野 小船 落折	茗荷谷、春米

若 櫻 町	丹 比 村	町 村 名	投票 區 數	投票 區 名	全 上 區 劃 大字名(通稱部落名を含む)
十二	五			第四投票區 第五同	柿原、佐崎 奥野、茂谷、清徳
第一同 第二同 第三同 第四同 第五同 第六同 第七同 第八同 第九同 第十同	第一同 第二同 第三同 第四同 第五同			庫呂 日田 富枝、北山、上南、中南、下南、島、重枝 志谷、中、稗谷、横地、妻鹿野 上徳丸、下徳丸、竹市	
新町、山田町、上町、中町、 下町、西町、農人町、 三倉、西河内 上高野、下高野 口屋堂羅、奥屋堂羅 角谷、馬場、内町、赤松 赤見野、諸鹿 浅井、下香田、長砂、木次、岸野 糸白見、根安 湯原、淵見					

山郷村	智康町
三	十一
第一同 第二同 第三同	第二同 第三同 第四同 第五同 第六同 第七同 第八同 第九同 第十同 第十一同
尾見、白坪、中原、新田、福原、駒歸	下町、中町、上町、上市場、奈留、沖代、米井、市瀬、中島、湯屋、鳥巢、河原町一、二、三、四丁目、岩神、本折、久志谷、段、板井原、修坂、毛谷、下大向、上大向、日發、郷原、米原、西野、淺見、中島、池本、大呂、津澤第一、二、三、四、沖ノ山、八河谷、大屋、早瀬、真鹿野、野原、栃本、早野、大春、東守塚、下西、奥西、河津原、那岐山、下中村、中村、井上、山根、穗見、木原、塩田、三明、横田、石田、天木、長瀬、土師驛前、山田、十日市、大坪、慶所、坂原、中田、惣地、新見、口波多、波多、口宇波、宇波

社 村	佐治村	用瀬町	町村各
三	九	二	投票 區數
第一同 第二同 第三同	第一同 第二同 第三同 第四同 第五同 第六同 第七同 第八同 第九同	第一同 第二同	投票區名 第二投票區 第三同 第四同
江波、屋住、松原、山口	家興、古用瀬、川崎、金屋、樟原、川中、宮原、鹿ノ子、塚原、尾原、中、栃原、河本、餘戶、福園、万瀬、大水、小田、細尾、畑、春谷、高山、津野、上加瀬木、下加瀬木、淵尻、津無、小原、葛谷、刈地、右市、大井、下大井、上瀬木、下瀬木、淵尻、尾原、尾原、中、栃原	用瀬、別府	全 上 區 劃 大字名(通稱部落名を含む) 杉森 板井原 下土居、馬路、上土居、下平

氣 高 郡

町村名	投票區數	投票區名	大字名(通稱部落名を合じ)
神戸村	四	第一投票區 第二同 第三同 第四同	岩坪 上砂見 中砂見 下砂見
大和村	二	第一同 第二同	赤子田、長谷、倭文、玉津、横枕 猪子
大正村	三	第一同 第二同 第三同	野寺、服部 葛蒲、古海、山鼻 徳尾
東郷村	五	第一同 第二同 第三同 第四同 第五同	篠坂、今在家、北 高路 有富 中 本島
		第一同	安藏

大郷村	三	第一同 第二同	金澤、松原 福井
吉岡村	三	第一同 第二同 第三同	吉岡、妙徳寺、長柄 双六原、矢燐 洞谷
千代水村	四	第一同 第二同 第三同 第四同	徳吉 秋里、宮長 江津 晚稻、南隈
松保村	二	第一同 第二同	里仁、岩吉、足山、布勢 桂見、高住、良田、三山口
豊實村	二	第一同 第二同	下段、大塚、野坂 宮谷、大橋、嶋
明治村	五	第二同 第三同 第四同 第五同	河内、小原 横原、松上 奥細見 口細見、尾崎、上原、土段

00602

勝谷村	青谷町	勝部村	日置村	日置谷村	正條村	
三	三	三	二	二	三	
第一同 第二同	第一同 第二同 第三同	第一同 第二同 第三同	第一同 第二同	第一同 第二同	第一同 第二同 第三同	第三同 第四同
今市	寺内、宮方、中園 夏治 長和瀬	青谷、井手 桑原、澄水 八葉寺	楠根、紙屋、田原谷 河原、山根、早牛 小畑	勝見 八幡、下原 大坪、奥崎、善田 藏内、養郷	姉泊、姫路、舟磯	河内下條 河内上條

00601

小鷲河村	逢坂村	鹿野町	瑞穂村	寶木村	末恒村	町村名
四	二	二	三	二	三	投票區數
第一同 第二同	第一同 第二同	第一同 第二同	第一同 第二同 第三同	第一同 第二同	第一同 第二同 第三同	投票區名
鷲峰、矢原 小別所、來日、小佛谷	殿、飯里、下石、上原、田仲、山宮 睦逢、會下、郡家、高江	鹿野、小畑、閉野、廣木 鬼入道、二家、法樂寺	宿、土居、重高 二本木、下坂本 日光、矢口	寶木、奥澤見、水尻、富吉、常松 下光元、夏ヶ谷、土光	伏野、中ノ茶屋、内海、小澤見 内海中、御熊 三津	全上區 大字名(通稱部落名を含む)

東 伯 郡			町 村 名	投票區數	投票區名	全 上 區 劃 大字名(通稱部落名)を含む
小鴨村	上小鴨村	矢送村				
二	三	二				鍛冶町二、廣瀬町 河原町 餘戸谷町 下田中 圓谷、米田 駄經寺 三明寺上、三明寺下 田内
第一投票所 第二同 第三同	第一投票所 第二同 第三同	第一投票所 第二同				福守、岡田、丸山、生田、北野、中河原一區、中河原二區、小鴨天神野 富海、下大江、東鴨、大宮、岩倉、菅原、弓削 上古川、石塚、藏内 福山、若戸、中田、生竹、耳、鴨河内 廣瀬 關金宿、郡家、金谷、大坪、田中 山口、大河原、淺井、矢櫃

東 伯 郡					町 村 名	投票區數	投票區名	全 上 區 劃 大字名(通稱部落名)を含む
山守村	北谷村	高城村	社 村	灘手村				
三	二	三	三	三	四			
第一投票所 第二同 第三同	第一投票所 第二同	第一投票所 第二同 第三同	第一投票所 第二同 第三同	第一投票所 第二同 第三同	第一投票所 第二同			今西 堀 明高、福原、小泉、米富、野添 澤谷、福本、福富、三江、杉野、中野、森、大河内、汁干、長谷、悴谷下、悴谷 志津、尾田、藤井谷、 上福田、下福田、岡、福積、勝負谷、今在家、服部 大立、上大立、立見、掠波、般若、櫻、河未見、横手 上米積、下米積 和田、不入岡 國分寺、國府、大谷 福光、横田、黒見、秋喜 尾原、別所、穴澤、北面 上神、寺谷 谷、津原、鋤 弓原、田井、土下、北尾 松神、下神

郡 伯 東					
安田村	以西村	成美村	赤崎町	八橋町	古布庄村
三	三	二	三	三	三
第一投票所 第二同 第三同	第一投票所 第二同 第三同	第一投票所 第二同	第一投票所 第二同 第三同	第一投票所 第二同 第三同	第一投票所 第二同 第三同
湯坂、光、尾張	箕津、梅田 八幡 大父、平田ヶ原 山川	竹内、宮木、高岡、高木、金屋、國實 山川 中村、下寺内、納谷	西宮、勝田、出上、大一垣、佐崎 赤崎 松谷 別所	法万、杉地、八反田 古長、矢下、宮場、別宮 三本杉、中津原、野井倉 八橋、田越、笠見 栗子、岩本、年飼、奥岩本 德万、丸尾、保	

郡 伯 東						町村名
上郷村	下郷村	浦安町	榮村	中北條村		
三	二	三	二	三		投票區數
第一投票所 第二同 第三同	第一投票所 第二同	第一投票所 第二同 第三同	第一投票所 第二同	第一投票所 第二同 第三同	第三同 第四同	投票區名
倉坂	野田、福永	大杉、山田、公文 下大江、三保、美好、鋤、光好 杉下、森藤	逢東 中尾、槻下 上尹勢、下伊勢、金市、益屋	龜谷 上種、下種、岩坪、西高屋、東高尾	東新田場、西新田場、江北濱 國坂 江北 島、米里	全上區劃 大字名 (通稱部落名) 包含

東 伯 郡		
町村名	下中山村	町村名
投票區數	二	投票區數
投票區名	第一投票所 第二同	投票區名
全上區劃	赤坂、御崎、下甲、植松、金屋 潮音寺、田中榮田	全上區劃
大字名(通稱部落名)	八重、束積、石井垣、樋口、報國 羽田井 退休寺	大字名(通稱部落名)
上中山村	三	上中山村
投票區數	三	投票區數
投票區名	第一投票區 第二同 第三同	投票區名

町村名	境町	町村名
投票區數	五	投票區數
投票區名	第一投票區 第二同 第三同 第四同 第五同	投票區名
全上區劃	牛町、花町、東雲町、入船町ノ一部 東本町、朝日町、入船町ノ一部、相生町ノ一部 中町、末廣町、相生町ノ一部、明治町ノ一部 日ノ出町、本町、榮町、京町、松ケ枝町 大正町、彌生町、米川町、蓮池町、馬場ノ崎町、濱ノ町、明治町ノ一部	全上區劃
大字名(通稱部落名)	自彥名村、上村端 至 自彥中道路 自彥中道路 至 自彥村下村端	大字名(通稱部落名)
法勝寺村	三	法勝寺村
投票區數	三	投票區數
投票區名	第一投票區 第二同 第三同	投票區名
全上區劃	竹内、中野 高松、美保、福定 佐斐神、財木、小篠津、新屋、麥垣 三軒屋 法勝寺、落谷、鴨部、馬場、徳長 福頼、掛桐、馬佐良 武信、道河内、伐株	全上區劃
中濱村	二	中濱村
投票區數	二	投票區數
投票區名	第一投票區 第二同	投票區名
大字名(通稱部落名)	余子村	大字名(通稱部落名)
法勝寺村	三	法勝寺村
投票區數	三	投票區數
投票區名	第一投票區 第二同 第三同	投票區名

町村名	投票區數	投票區名	全上區劃	大字名(通稱部落名)を含む
成實村	三	第一投票區 第二同 第三同	石井、奥谷、美吉、奈喜良、橋本 日原、宗像 古市、吉谷、新山	
上長田村	三	第一投票區 第二同 第三同	上中谷、下中谷 大木屋 能竹	
東長田村	三	第一投票區 第二同 第三同	東上ノ内二榊、中 八金 東上ノ内金山、常清	
賀野村	三	第一投票區 第二同 第三同	高姫、井上、御内谷、金出 池野、鶴田 市山、淺井、朝金、荻名	
幡鄉村	四	第一投票區 第二同 第三同 第四同	小野、小町 大殿 坂長、岩屋谷 諸木、西原	

町村名	投票區數	投票區名	全上區劃	大字名(通稱部落名)を含む
宇田川村	三	第一投票區 第二同 第三同	中西尾、稻吉、高井谷、西尾原、富繁、福賴、福井 本宮 福正	
高麗村	三	第一投票區 第二同 第三同	妻木、莊田、稻光、保田、今津、安原、富岡 長田 上萬、平田	
所子村	三	第一投票區 第二同 第三同	所子、平木、神原、上中高、下中高 野田、清原、唐王、末吉、末長 大山口、上野、福尾、國信	
大山村	二	第一投票區 第二同 第三同 第四同 第五同 第六同 第七同 第八同 第九同	平 宮内、坊領 佐摩、今在家、前 藏岡、原 畑、別所 飯戸 種原 明間 赤松	

00615

町村名	投票區數	投票區名	大字名 (通稱部落名) を含む
庄内村	三	第一投票區 第二同 第三同	西富長、東富長、中富長、古御堂、文珠嶺、富田、塚根、大塚、大雀、上押平、押平、中村、茶畑、原、上高田、東高田、西高田、轟田原
名和村	二	第一投票區 第二同	坪田、東谷、門前、梶原、舊奈和、神田農場
光徳村	七	第一投票區 第二同 第三同 第四同 第五同 第六同 第七同	上木料、上前谷、下前谷、下木料、倉谷、小竹、陳構、上坪、下坪、西坪
逢坂村	四	第一投票區 第二同	殿河内、上市、下市、松河原、上田、高橋

00616

第三同	濠津、住吉、東
第四同	長野、大山、麻舎、庄田

郡		野		日	
日野、上村	多里村	山、村	阿毘緣村		
八	四	四	三		
第一投票區 第二同 第三同 第四同	第一投票區 第二同 第三同 第四同	第一投票區 第二同 第三同 第四同	第一投票區 第二同 第三同	第二同 第三同	
河上 宮内 矢戸 三榮の内上三榮	多里、湯河、萩原の内萩原第二部落會 萩山 新屋 萩原の内萩原第一部落會	茶屋 笠木 福万來佐木谷 福壽實	阿毘緣、上阿毘緣部落、下阿毘緣、下阿毘緣部落 阿毘緣ノ大菅部落 下阿毘緣ノ内砥波部落、下阿毘緣ノ内大原部落	折波 菅澤	

郡		野		日	
大宮村	黒坂町	二部	町、村名		
三	八	六	投票數		
第一投票區	第一投票區 第二同 第三同 第四同 第五同 第六同 第七同 第八同	第一投票區 第二同 第三同 第四同 第五同 第六同	投票區名		
印賀、寶谷	上菅、福長ノ内古川、荒神原、潤谷、井ノ原、伊賀原、諏訪原 漆原 小河内 上菅、福長ノ内大原、檜原、下上菅、久谷、共立 下黒坂 久住 黒坂	二部 畑池 福岡 焼杉、福居 舟越、福吉、福島 三部	全上區劃	大字名(通稱部落名)を含む	

郡 野 日				町村名
日野村	福榮村	石見村		
六	四	四		投票區數
第四同 第三同 第二同 第一投票區	第四同 第三同 第二同 第一投票區	第四同 第三同 第二同 第一投票區	第八同 第七同 第六同 第五同	投票區名
下榎、安原 本郷の内加勢地、漆原 本郷の内上口、中村、岩田 小原、榎市、別所	神福、飛時原部落、神戸部落、大田部落 豐榮 神福井原部落同猪子原部落 福塚、神福、中野部落	下石見、三吉 神戸上 花口 上石見、中石見	生山 霞 丸山 三榮の内村尾、深谷、惠出原	全上區劃 大字名(通稱部落名を含む)

郡 野 日			
日光村	米澤村	神奈川村	根雨町
四	四	二	五
第四同 第三同 第二同 第一投票區	第四同 第三同 第二同 第一投票區	第二同 第一投票區	第五同 第四同 第三同 第二同 第一投票區 第六同
漆谷、大内、福兼 大坂、富江 栃原、大瀧 大河原、吉原	貝田 御机 助澤、下蚊屋 宮市、美用、杉谷	俣野 下安井、冽河崎、武庫	津地、野田 舟場 根雨の内第一、二、三番組、高尾 根雨の内第四、五、六番組、三谷、貝原 金持 板井原 濁谷、門谷、秋繩、三土

郡	野	日	町村名	投票所區	區劃
八郷村	七	九	江尾村	第一投票區 第二同	江尾、小江尾、久連、佐川、柿原
				第一投票區 第二同 第三同 第四同 第五同 第六同 第七同 第八同 第九同	溝口、長山、宇代、谷川、宮原、大倉、大江、土野、金屋谷、岩立、白水、根雨原、莊、父原、古市、中祖、久古、福岡、口別所、清原の内清山、番原、清原の内原但、眞野、大原、丸山の内平川、須村、丸山(平川ヲ除ク)、小谷

大字名(通稱・落名)を含む

訂正 表中投票所トアルハ投票區ニ訂正

選舉管理委員會告示第三號

知事、縣會議員選舉事務規定を次の通り設定した。

昭和二十二年三月十四日

鳥取縣會議員選舉管理委員會委員長

上 根 政 幸

知事及び縣會議員選舉事務規程

第一章 投票區及び開票區

第一條 市町村會議員選舉管理委員會(以下市町村委員會といふ)においてその市町村の區域を分けて數投票區を設け、又はこれを變更する必要があると認めるときは選舉人名簿調製期日前二十日目に縣會議員選舉管理委員會(以下縣委員會といふ)にその旨を内申すること。

第二條 前條の規定は市の區域を分けて數開票區を設ける場合にこれを準用する。

第三條 數町村の區域を合せて一開票區を設ける必要があると認めるときは關係町村委員會連署して第一條に準じ内申すること。

第二章 投票及投票所

第四條 市町村委員會道府縣制(以下制といふ)第十四條及び第七十四條ノ二十一において準用する第十四條の規定により投票管理者を選任したときは直ちにその氏名を告示すると共にその寫を添えて縣委員會に報告すること

第五條 前條の規定は道府縣制施行令(以下令といふ)第十二條及び第二十條の四において準用する第十二條の規定により投票管理者故障あるときこれを代理すべき者を選任した場合にこれを準用する。

第六條 投票用紙及び投票用封筒並びに特別投票者證明書用紙及びその封筒（以下投票用紙類という）は市町村委員会に送付する。

市町村委員会前項の投票用紙類を受領したときは直ちにこれを調査し受領證を縣委員會に提出し且つ投票用紙に折目を付した上、各投票區の所要數量を取調べ各投票管理者に送付すること。

投票管理者前項の投票用紙類を受領したときは直ちにこれを調査し受領證を提出し嚴重にこれを保管すること。

第七條 投票管理者投票所の告示をしたときは直ちにその寫を添え市町村委員会に報告すること。

第八條 投票所を市役所町村役場その他公共建物以外に設けるときはなるべく門戸のある場所を指定すること。

第九條 投票所は投票管理者において別記第一號様式に準じ選舉人の數に應じて適宜これを斟酌し、受付所、選舉人控所、選舉人名簿對照及び投票用紙交付所、投票記載所並びに投票の場所等を設備すること。

投票記載のため設けた卓上には筆、硯、墨鉛筆、點字器等を備へ置き投票の記載に支障がないやうにすること。

第十條 特別投票記載の場所は前條の規定による投票記載所に準じて設備すること。

第十一條 道府縣制施行規則（以下則という）第十條及び第二十九條ノ三において準用する第十條の規定による投票所入場券は別記第二號様式に準じてこれを調製すること。

投票所入場券は少くも選舉の期日前三日目までに各選舉人に配付すること。

第十二條 投票管理者は選舉の期日前三日目までに投票所の事務に従事する者を選任し事務の分掌並びに取扱手續を定めること。

第十三條 選舉の期日に切迫し又は選舉の當日投票管理者及びその代理者共に故障を生じたときはその旨を市町村委員会並びに開票管理者に急報すること。

第十四條 選舉人誤つて投票用紙又は封筒を汚損したときは、その請求により更にこれを交付しなければならぬ。但し汚損した投票用紙又は封筒は塗抹させなければならない。

第十五條 選舉人名簿に登録された者が悉く投票を終つても法定の時間内は投票所を閉じてはならない。

第十六條 投票が終つたならば投票箱の鍵は内蓋及び外蓋の鍵を各別に封筒に入れ封印を施しその表面に投票區名内蓋又は外蓋の鍵の別及び保管者の氏名を記載しこれを保管した上投票函と共に開票管理者に引續ぐこと。

第十七條 選舉の當日 投票箱を開票管理者に送致しないでこれを保管する場合は送致の責任のある投票立會人も立會はせること。

前項の場合投票管理者において必要があると認めるときは警察官の警護を求めることができる。

第十八條 投票箱を開票管理者に送致する場合は途中に停滯宿泊させてはならない。

前項の場合投票管理者において必要があると認めるときは警察官の警護を求めることができる。

第十九條 投票を終つたときは、市町村委員会は縣委員會の指示する期日迄に別記第二號様式による報告書と共に殘餘及び汚損の投票用紙類を縣委員會に返付すること。

市町村の區域を分けて數投票區を設けてゐる場合は各投票區の分を取纏めて前項の手續をなすこと。

第二十條 制第二十九條ノ三及第七十四條ノ十一により投票を行はなかつた場合は市町村委員会は前條に準じて投票用紙類を返付すること。

第二十一條 市町村委員会は投票終了後直に投票に関する調（別記第四號様式）を縣委員會に報告すること。

市町村の區域を分けて數投票區を設けてゐる場合は各投票區の分を取纏めて前項の手續をなすこと。

第二十二條 制第十三條第二項及び第七十四條ノ二十一において準用する第十三條第二項の規定による届出は電信電

話又は直人等でこれをなすこと。

第二十三條 投票管理者は次の手續をなすこと。

一、投票終了したときは別記第三號様式に準じて報告をなすと共に殘餘及び汚損の投票用紙類を市町村委員会に返付すること。

二、投票録を開票管理者に送致する場合、制第十九條第二項及び第七十四條ノ二十一において準用する第十九條第二項の規定により假投票をした者があるときは選挙人の資格要件の調査書（證憑添付）を送付すること。

三、投票終了したときは、直に投票に關する調（別記第四號様式に準ず）を市町村委員会に報告すること。

四、第二十一條の届出をしたときはその旨直に市町村委員会に急報すること。

第二十四條 投票管理者所定の期日に投票箱を開票管理者に送致することができないときは、その旨を縣委員会並びに開票管理者に急報すること。

第二十五條 投票管理者、制第十九條ノ二及び第七十四條ノ二十一において準用する第十九條ノ二の規定による投票のため、投票用紙類の交付をした場合は左記によること。

一、交付と同時に適宜選挙人名簿にその旨を記載した付箋をして置き選挙の期日前投票用紙類を返付した者があるときはその付箋を整理し選挙の當日選挙人名簿の對照に過誤のないようにすること。

二、投票を受領したときは嚴重に保管すること。

三、投票をしなかつた者に對しては速に投票用紙類を返付せしめること。

四、選挙の期日後投票用紙類の返付を受けたときはその都度市町村委員会に返付すること。

五、市町村委員会は前號の投票用紙類を取纏め縣委員会に返付すること。

第三章 開票

第二十六條 第四條及び第五條の規定は開票管理者及びその職務を代理する者を選任した場合にこれを準用する。但し第十四條とあるは第二十二條ノ三に、第十二條とあるは第十三條に讀み替へるものとする。

第二十七條 開票の場所及び日時時の告示は少くとも開票の期日前五日目迄になし、直ちにその謄本を添えて縣委員会に報告すること。

第二十八條 第八條の規定は開票所にこれを準用する。

第二十九條 開票管理者は選挙の期日の前日までに開票所の事務分掌並びに事務取扱手續參觀人心得を定めること。

第三十條 開票管理者投票箱及びその鍵を受領したときは、そのまゝこれを保管し開票所に於て開票立會人と共に封印を檢した上投票箱を開くこと。

第三十一條 投票の點檢はその開票區の總ての投票を適用してこれをなすこと。

第三十二條 開票管理者開票事務に従事する者をして候補者の得票數を計算せしめるときは得票計算簿（第五號様式）に記入せしめること。

第三十三條 開票録の記載に當り制第二十二條ノ九及び第七十四條ノ二十二において準用する第二十二條ノ九に掲げる投票でなくして無効と決定した投票は、「その他」として末尾に掲記すること。

第三十四條 別記開票録様式第五號中投票區別内譯及び第九號中制第二十二條ノ六第二項の區域別内譯は表式（別記第六號及び第七號様式）とすること。

第四章 選挙會

第三十五條 選挙長は、候補者に關する届出を受理し又は候補者の死亡を知つたときは次の事項を縣委員会に急報す

ること。

一、候補者の届出又は推薦届出を受理したとき。

(イ) 候補者の氏名

(ロ) 職業

(ハ) 住所

(ニ) 生年月日

(ホ) 推薦届出者の氏名及び住所

(ヘ) 届出を受けた年月日

二、候補者辭退の届出を受理したとき。

(イ) 候補

(ロ) 届出を受けた年月日

(ハ) 被選舉權を失つたため選舉の期日前十日以内に辭退する者についてはその事由

三、候補者の死亡を知つたとき。

(イ) 候補者の氏名

(ロ) 死亡の年月日

第三十六條 選舉會の場所及び日時の告示は少くとも選舉の期日前五日目にこれをなし、その謄本を添へ縣委員會に報告すること。

第三十七條 第八條の規定は、選舉會場にこれを準用する。

第三十八條 選舉長は選舉の期日の前日迄に選舉會の事務に従事するものを選任しその分掌並びに事務取扱手續參觀人心得を定めること。

第三十九條 選舉長選舉に關する事務を終つたときは、遲滞なく選舉録その他關係書類を縣委員會に提出すること。

第五章 補 則

第四十條 投票所開票所及び選舉會場には、各その門戸に標札(別記第八號様式)を掲げること。

第四十一條 投票録令第十六條ノ八の願末書開票録及び選舉録は、罫紙(B列第四番型)を用ひ袋綴とし綴合の箇所には管理者選舉録は選舉長及び立會人(願末書は管理者)契印を施し、加除修正したときは、その旨を欄外に記入し、選舉録は選舉長及び立會人(願末書には管理者)捺印すること。

第四十二條 市町村委員會は選舉の期日後十日以内に投票管理者及び開票管理者の報酬請求書並びに投票管理費開票

管理者投票立會人及び開票立會人の費用辨償請求書を取纏め調査を遂げ知事に進達すること。

第四十三條 投票箱及び點字器は、選舉終了後市町村委員會においてこれを保管すること。

投票箱又は點字器修繕の必要があるときは、市町村委員會において直ちに修繕し、その費用請求書、徴し知事に提出すること。

第四十四條 制第二十二條ノ六第三項第七十四條ノ二十一において準用する第二十二條ノ六第三項の規定による開票の結果報告書及び令第十六條ノ四第三項令第二十條ノ四において準用する第十六條ノ四第三項の規定による證明書は、別記第九號様式及び第十號様式によること。

第四十五條 本規程により町村委員會又は開票管理者が縣委員會に不報告(之に準ずるものを含む)は地方事務所駐在の縣委員會書記宛送付すること。

